

○国土交通省告示第九百号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十一年八月十四日

国土交通大臣 金子 一義

第1 起業者の名称 国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社

第2 事業の種類 一般国道468号新設工事（首都圏中央連絡自動車道）〔有料道路名「東京湾横断・木更津東金道路」〕（千葉県長生郡長南町報恩寺字住地面地内から木更津市下郡字湯名地内までの間）

第3 起業地

1 収用の部分 千葉県長生郡長南町報恩寺字住地面、字星ノ谷及び字常連坊、茗荷沢字灰ヶ谷、字川向、字オヶ谷、字福田、字宮山、字竹ノ谷、字堂下、字村ノ台、字狐谷、字井戸尻及び字不動台、竹林字小宮田、字道六神、字宮前、字川田及び字熊ノ谷並びに岩撫字君ヶ谷、字外ヶ谷、字三百目及び字滝ノ谷地内

千葉県市原市田尾字堰谷、字砂田及び字真崎、山小川字原宮前、字関尻、字釜ヶ堀、字小関谷、字関ノ代、字関ノ上、字柏野黒土沢及び字柏野、大和田字柏野、字富士山、字神山、字神丘、字東山、字堰谷、字八幡前、字後山、字富岡、字中郷及び字緑岡、大和田不入高滝養老入会字富士山部田、字山田部田及び字一丁坊、不入字上永田、久保字神土、字堰ノ台及び字馬頭台、養老字下モ田、字番後、字奥通及び字藪田、高滝字老丁坊、字堰谷、字奥通、字番後及び字西番後、駒込字立野、山口字後田、字ノウナ、字地藏谷、字大谷、字一反田、字弓寄、字釜山、字坂下、字大坂、字長谷、字堰庭、字佛坂、字清水谷、字源太蔵、字梶田、字廣谷、字竹ノ堀下及び字上竹ノ堀並びに山口駒込久保外部田岩藪字三重山地内

千葉県木更津市真里谷字五ノ神頭、字蕨塚、字大骨谷、字小関、字樋詰、字向ヒ、字台畑、字北山、字二十一山、字関ノ谷、字小作黒田、字黒田、字寺ノ根、字原田、字天寧山、字宮ノ下、字深作、字平柳、字下山、字下モ、字谷田ノ上山及び字坂ツラ、茅野字大作、字不動谷、字上ノ台、字上谷田、字百目木、字下谷田、字天神下、字稻荷森、字澤田及び字舞台並びに下郡字湯名地内

2 使用の部分 千葉県長生郡長南町岩撫字滝ノ谷及び字星谷並びに蔵持字大欠堀、字境堀、字乾台、字大谷及び字浅草地内

千葉県市原市水沢字宮下、字東馬坂、字花立、字馬坂、字藤谷、字三ツ又及び字上藤谷、田尾字上越谷、字堰谷及び字砂田並びに山口駒込久保外部田岩藪字三重山地内
千葉県木更津市真里谷字奥杉田谷、字三重山、字五ノ神頭、字北山、字二十一山、

字関ノ谷、字小作黒田、字平柳、字下山、字坂ツラ及び字永井並びに茅野字大作地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、千葉県茂原市石神字小金谷地内の茂原長南インターチェンジ(仮称)から木更津市下郡字今間前地内に設置済の木更津東インターチェンジまでの延長21.30kmの区間(以下「本件区間」という。)を全体計画区間とする「一般国道468号新設工事(首都圏中央連絡自動車道)[有料道路名「東京湾横断・木更津東金道路」](以下「本件事業」という。)のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法(昭和27年法律第180号)第3条第2号に規定する一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社(以下「東日本会社」という。)による合併施行事業であるところ、一般国道の新設は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当し、また、高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第2条第2項に規定する高速道路の新設は、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第3条第1項の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項に規定する協定(以下「協定」という。)に基づき、東日本会社が国土交通大臣の許可を受けて行うことができるとされているところ、本件事業について平成18年3月31日付けで東日本会社が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と協定を締結し、同日付けで国土交通大臣の許可を受けていることなどから、起業者である国土交通大臣及び東日本会社は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(以下「圏央道」という。)は、東京都心から半径約40kmから60kmの間に位置する神奈川県横浜市及び厚木市、東京都八王子市及び青梅市、埼玉県川越市、茨城県つくば市、千葉県成田市及び木更津市等の都市を環状に結び、また、首都圏から放射状に伸びる9本の高速自動車国道等と相互に連絡することにより、東京都心部への自動車交通の集中による交通混雑の緩和、東京都心部への一極依存構造から業務核都市等の拠点的な都市を中心とした自

立性の高い地域の形成並びに環状で結ばれる都市相互の機能分担及び連携交流を行う分散型ネットワーク構造への再編整備による首都圏全体の調和のとれた発展等を目的とする延長約300kmの自動車専用道路である。

圏央道が通過する木更津市は、千葉県が策定した「千葉県新産業三角構想」の一角を担い、千葉市及び成田市と連絡し、かずさアカデミアパークを基幹プロジェクトとして千葉県がバイオ及びエレクトロニクス等に関する民間の研究所を中心とした国際的水準の研究開発拠点の形成を推進している地域である。また、房総半島は、首都圏の大消費地に近接する恵まれた立地条件のもと水産業が盛んな地域であり、勝浦漁港の初がつおの水揚げ量は全国の約5割を占め、東京都中央卸売市場築地市場をはじめとする出荷地にトラック輸送されているほか、豊かな自然に恵まれ、外房地域の海水浴場及び内陸部のゴルフ場等の豊富な観光施設を有する地域であり、地域経済及び産業等の発展並びに地域間の交流及び連携の強化に資する高速交通ネットワークの整備が求められている。

また、本件区間に並行する幹線道路及び周辺道路としては、一般国道409号、一般国道297号及び県道加茂木更津線等があるが、これらの路線は地域住民の通勤、通学及び買い物等の日常生活上の利用はもとより、その周辺に広く点在している工業団地及び港湾施設の物流等にも広く利用されていることから、地域内交通と通過交通とが混在し、交通混雑や交通事故が発生するなど、安全かつ円滑な交通が阻害されている。また、異常気象時通行規制区間や特殊通行規制区間に指定されている箇所が多く存在しているなど、幹線道路としての機能が低下している状況にある。

平成17年度の道路交通センサスによると、県道加茂木更津線の交通量は、君津市末吉地内で8,100台/日、混雑度は1.28となっている。

本件事業の完成により、房総半島における新たな自動車専用道路として、一般国道409号（一般有料道路「東京湾横断道路」）（以下「東京湾アクアライン」という。）及び高速自動車国道東関東自動車道千葉富津線と連絡することとなり、広域的な高速交通ネットワークが形成されるとともに、房総半島における東西方向の幹線道路として機能し、地域経済及び産業等の一体的な発展を促すなど、地域の活性化並びに地域間の交流及び連携の強化が図られるものと認められる。また、順次建設中の圏央道の完成により、かずさアカデミアパークと幕張新都心、羽田空港及び成田国際空港とが高速交通ネットワークにより結ばれることから、利便性が飛躍的に向上し、新たな企業の立地誘導及び地域活性化に寄与することが認められる。さらに、一般国道409号、一般国道297号及び県道加茂木更津線等が担っている幹線交通を圏央道が分担することにより、これらの路線が抱える交通混雑の解消及び交通事故の軽減が図られ、安全かつ円滑な交通の確保に寄与し、自然災害発生時における一般国道409号及び県道加茂木更津線等の代替機能を果たすことが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である千葉県知事が「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月28日閣議決定）等に基づき、平成7年2月に環境影響評価を実施しており、その結果によると、騒音の評価項目について一部環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁を設置することにより環境基準を満足すると評価されている。また、計

画交通量の見直し及び環境影響評価以降新たに得られた知見を踏まえ、起業者が、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて、任意で上記環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足すると評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間の周辺の土地において、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサの飛翔及びオオタカの営巣が確認されている。ハヤブサについては、生息地域の減少は免れないものの、営巣は確認されていないこと及び周辺の土地には同様の生息環境が広く残存することから影響は軽微であると評価されている。オオタカについては、学識経験者等からなる「千葉圏中央道猛禽類保全対策検討委員会」を設置して代替営巣環境の整備、餌環境の代償、営巣林の林縁保護及び工事による影響の回避等、保全対策について検討を進めており、工事期間中は、オオタカの繁殖状況のモニタリングを継続して実施し、随時専門家の指導を受けられる連絡体制のもと工事を実施することとしている。植物については、環境省レッドリストにおいて絶滅危惧Ⅱ類に指定されているスブタ等が確認されているが、工事施工前に確認調査を行い、工事による改変区域で生育が確認された種については、移植を行うなど適切な措置を講ずることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が20箇所存在するが、このうち1箇所については発掘調査を完了しており、現地保存が必要な遺物は発見されていない。起業者は、引き続き残る19箇所についても発掘調査を行い、千葉県教育委員会との協議により、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、東京湾アクアライン及び高速自動車国道東関東自動車道千葉富津線と連絡することにより広域的な高速交通ネットワークを形成し、一般国道409号、一般国道297号及び県道加茂木更津線等の交通混雑の解消及び交通事故の軽減を図ること等を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第3級の規格に基づく2車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成7年3月10日に都市計画決定されており、事業計画の基本的内容は、車線数及び休憩施設等を除き、当該都市計画と整合しているものである。

なお、本件事業の事業計画は4車線の事業として都市計画決定されているところ、2車線の事業として施行するものであるが、本件事業については、都市計画決定された区域の範囲内において、土工量、橋梁及びトンネル等の構造物延長、施工期間

並びに事業費等、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施行するとされており、適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、地域の活性化並びに地域間の交流及び連携の強化を図るため、広域的な高速交通ネットワークを早期に整備する必要があると認められるとともに、できるだけ早期に一般国道409号、一般国道297号及び県道加茂木更津線等の交通混雑の解消及び交通事故の軽減を図る必要があると認められる。

また、千葉県知事を会長とする首都圏中央連絡自動車道建設促進期成同盟会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 千葉県長生郡長南町役場、市原市役所及び木更津市役所

第6 収用又は使用の手続が保留されている起業地 千葉県長生郡長南町報恩寺字住地面、字星ノ谷及び字常連妨、茗荷沢字灰ヶ谷、字川向、字才ヶ谷、字福田、字宮山、字村ノ台、字竹ノ谷、字堂下、字狐谷、字井戸尻及び字不動台並びに竹林字小宮田、

字道六神地内

千葉県市原市久保字神土、字堰ノ台及び字馬頭台、養老字下モ田、字番後、字奥通及び字藪田、高滝字堰谷、字奥通、字番後及び字西番後、駒込字立野、山口字後田、字ノウナ、字地藏谷、字大谷、字一反田、字弓寄、字釜山、字坂下、字大坂、字長谷、字堰庭、字佛坂、字清水谷、字源太蔵、字梶田及び字廣谷並びに山口駒込久保外部田岩藪字三重山地内

千葉県木更津市真里谷字台畑、字北山、字二十一山、字関ノ谷、字小作黒田、字黒田、字寺ノ根、字原田、字天寧山、字宮ノ下、字深作、字平柳、字下山、字下モ、字谷田ノ上山、字坂ツラ及び字永井、茅野字大作、字不動谷、字上ノ台、字上谷田、字百目木、字下谷田、字天神下、字稻荷森、字澤田及び字舞台並びに下郡字湯名地内